



平成17年2月1日

各 位

宮 崎 県 宮 崎 市 新 栄 町 3 3 番 地
株 式 会 社 コ ス モ ス 薬 品
代 表 取 締 役 社 長 宇 野 正 晃
(コード番号：3349 東証マザーズ)
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役
管 理 本 部 長 小 野 幸 弘
T E L 0985-62-1355 (代表)

株主優待制度の新設に関するお知らせ

平成17年2月1日の当社取締役会において、株主優待制度の新設に関し、下記のとおり決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 株主優待制度新設の目的

株主の皆様からの日頃のご支援にお応えするとともに、投資対象としての当社株式の魅力を高めることを目的としております。

2. 株主優待の方法

毎年5月31日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主様に対し、「株主様お買物優待券」を、以下の基準により贈呈致します。

(1) 贈呈基準

- ①保有株式数100株以上500株未満の株主の皆様に対し、3,000円分(500円券6枚)の「株主様お買物優待券」または、お米券5kgを贈呈致します。
 - ②保有株式数500株以上1,000株未満の株主の皆様に対し、5,000円分(500円券10枚)の「株主様お買物優待券」または、お米券8kgを贈呈致します。
 - ③保有株式数1,000株以上の株主の皆様に対し、10,000円分(500円券20枚)の「株主様お買物優待券」または、お米券16kgを贈呈致します。
- ※お米券をご希望の場合は「株主様お買物優待券」の全部返送と引換と致します。

(2) ご利用方法

- ①「株主様お買物優待券」は、調剤診療の支払い、および一部商品の購入にはご利用になれませんが、当社店舗において商品のお買い上げ代金の支払いとして、現金と併用または「株主様お買物優待券」のみの支払いが出来ます。
- ②「株主様お買物優待券」のみご利用の場合における釣り銭の支払い、および現金との引換は致しません。

(3) 有効期限

発行日より1年間と致します。

3. 実施開始時期

平成17年5月31日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主様より実施致します。

以 上